

高局徴管3第1号
令和8年4月8日

四国税理士会
会長 浜崎 友二 殿

高松国税局
徴収部長 石原 広一

防衛特別法人税の納付方法等の周知・広報等について

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度から、法人税・地方法人税に加えて防衛特別法人税の申告・納付が必要となりますが、防衛特別法人税における電子納税等に係るシステム修正は、令和9年5月を予定しておりますので、システム修正までの間、別添「防衛特別法人税に係る納付方法等について」のとおり暫定的な納付方法での対応になることについて、四国税理士会各支部の皆様にご周知いただきませうようお願い申し上げます。

また、各支部の皆様にあつては、会員の方々に対しましても、当該周知を行っていただくなど、周知広報に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(連絡先)

高松国税局徴収部管理運営課

課長補佐 五井

TEL:087-831-3111 (内線471)